

作業部会の設置

【設置目的】

公共工事における総合評価方式は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を踏まえ、急激に適用を拡大している。

総合評価方式を適用した工事においては、適切に審査・評価がなされ、価格と品質が総合的に優れた者が選定されている一方で、工事特性に応じたタイプや評価項目（課題）の選定、技術提案の評価が適切になされていない事例も見受けられる。また、受発注者双方の手續に係る負担が大きく、手續の効率化が求められている。

このような背景から、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」では入札・契約実務に携わる者から構成される作業部会を新たに設置し、総合評価方式の元来の趣旨をも踏まえつつ、引き続きその効果等を検証し、総合評価方式の更なる改善に向けた検討を行う。

【主な検討事項】

I. マネジメント部会

- ・ 各作業部会におけるデータ収集・分析方針の検討
- ・ 手續の効率化に関する検討
- ・ 総合評価方式の体系の見直し
- ・ 総合評価の方法（除算・加算方式）の検討

II. 各作業部会

（道路、河川・ダム、営繕、港湾空港）

- ・ 工種ごとのタイプ選定、評価項目（課題）の設定、評価方法の基本的考え方の検討
- ・ 事例集の作成

